

太田市私道に係る公共下水道設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画の認可を受けている区域内の私道に設置する公共下水道（以下「私道公共下水道」という。）の基準その他必要な事項を定め、もって排水設備の整備促進及び円滑な維持管理を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「私道」とは、不特定又は多数の者が通行に利用している私有地で、明らかに道路としての形態を有し、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路以外の道路をいう。

(設置の要件)

第3条 私道公共下水道（営利を目的とする開発及び土地分割等を行う区域内にある私道公共下水道を除く。）の設置要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が公益上特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 私道公共下水道を利用する家屋（所有者がそれぞれ異なること。）が2戸以上あること。
- (2) 私道の幅員は、私道公共下水道の設置及び管理が可能な幅員であり、かつ、その一端が公共下水道の設置されている公道に接続していること。
- (3) 私道所有者は、私道公共下水道の設置後、維持管理のための立入りについて異議なく承諾できること。
- (4) 私道の使用期間は、私道公共下水道の存続期間とし、使用料は無償であること。
- (5) 私道所有者は、新たに私道公共下水道への接続の申出があった場合は承諾すること。
- (6) 私道公共下水道の利用家屋は、下水道法第9条第1項に規定する供用開始の公示後速やかに排水設備の設置を行うこと。
- (7) 私道公共下水道を私的理由により移設又は撤去する場合は、当該原因者の費用負担とすること。
- (8) 私道公共下水道の設置されている土地の所有権を他に移転した場合、新たな当該土地の所有権者に第3号から前号までの設置要件の遵守を継承させること。
- (9) 私道に所有権その他の権利を有する者全員が、第3号から前号までの設置条件により、当該私道への私道公共下水道の設置を承諾すること。

(申請及び決定)

第4条 私道公共下水道の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、代表者を定め、私道公共下水道設置申請書（様式第1号）に、私道公共下水道設置承諾書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、前条に規定する設置の要件に適合しているかについて必要な調査を行い、設置の可否を決定し、私道公共下水道可否決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(設置費用)

第5条 市長が前条の規定により調査した結果、私道公共下水道の設置を適当と認めたときは、市がその費用を負担し、設置するものとする。

(維持管理)

第6条 この要綱に基づいて設置した私道公共下水道の維持管理は、市が行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年 2月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設置してある私道下水道は、この要綱の規定に基づき設置されたものとみなす。